平成２２年（フ）第９号
千葉市若葉区若松町2143番地　ガーデンタウン高山Ａ棟102号
債務者　高野　紗綾（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
千葉県船橋市浜町１丁目31番２―302号
債務者　栗田　和明
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
石川県石川郡野々市町徳用町358番地、住民票上の住所金沢市神田１丁目11番29号
債務者　門口　　等
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４号
金沢市上荒屋５丁目359番地
債務者　堂下　修治
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第９４号
山梨県大月市初狩町下初狩296番地
債務者　天野　征一
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
長野県伊那市日影480番地１の２　小三峰荘６号
債務者　小松　　晃
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１０４号
長野県上伊那郡飯島町飯島487番地２
債務者　佐々木　純
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１１０号
長野県伊那市境1699番地１
債務者　伊澤千代子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地1189
債務者　三浦美喜子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３号
長野県伊那市西箕輪5076番地
債務者　原　　喜博
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８５０号
岐阜県関市山田1126番地20
債務者　山下　敏行
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１６０号
岐阜県可児市土田248番地１
債務者　七原　季英
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第６６号
静岡県下田市五丁目２番48号
債務者　上田　永子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第６７号
静岡県下田市五丁目２番48号
債務者　上田　恭裕
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第６８号
静岡県下田市五丁目２番49号
債務者　川村　　亨
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３２４３号
名古屋市中村区竹橋町４番３号　大松15号
債務者　小澤　弘明
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２号
名古屋市名東区猪子石原３丁目201番地　サンティビル1101号
債務者　佐々木恭代
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４号
名古屋市西区中小田井５丁目209番地　クレールＯＴＡＩ－１Ｅ号
債務者　鈴木　章弘
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部